

第23回名取市農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年3月27日(金)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時13分
2. 場所 名取市役所6階第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について
4. 報告事項
報告事項
(1) 農地法第4条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地使用貸借権解約について
(4) 非農地証明願出について
5. 出席委員(28人)
会長 15番 引地 長一
農業委員 1番 板橋 英昭 2番 入間川 康弘 3番 松浦 朋子
 4番 大友 政基 5番 遠藤 勝典 6番 昆布谷 功治
 7番 佐伯 美和 8番 渡邊 正明 9番 阿部 芳昭
 10番 相澤 喜美 11番 松浦 岩男 12番 入間川 昭一
 13番 佐藤 勝浩 14番 大内 繁徳
推進委員 1番 大内 伸一 3番 菅野 弘一 4番 齋 重昭
 5番 長田 満 6番 渡邊 定信 8番 引地 恒裕
 9番 武田 由美子 10番 浅井 照久 11番 松浦 正博
 12番 松浦 崇 13番 西山 剛 14番 相澤 早苗
 15番 川村 吉則
欠席推進委員 2番 山路 康則 7番 墨繪 広之
6. 事務局出席職員
事務局長 仙石 明光 事務局長補佐 渡邊 広美 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第23回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時00分、ただいまから名取市農業委員会第23回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名、計28名出席です。
よって名取市農業委員会会議規則第8条の規定に基づき、総会は成立していることを報告いたします。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長となる。

【議事の内容】

○ 会長（引地長一）

◎議事録署名委員の指名

議長において、次の2名を議事録署名委員に指名をした。

6番 昆布谷 功治 委員 7番 佐伯 美和 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。阿部芳昭代表委員、説明をお願いします。

○ 2班代表委員（阿部芳昭委員）

第2班代表委員の阿部芳昭です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年3月27日提出。

番号1、大字・字・地番、上余田字吉原16番3、地目は登記現況ともに田、登記面積は263㎡。転用目的は分家住宅建築。譲渡人・譲受人の住所・氏名に関しましては議案資料の通り。

開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要については使用貸借権設定、許可日は許可日より永年。分家住宅は平屋建1棟、建築面積は79.08㎡。

議案第1号につきましては、3月25日の担任委員会で現地調査を行い、借受人よ

り実情を聴取いたしました。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容については、担任委員会資料の1ページ、2ページをご覧ください。

1番、申請地は、JCHO仙台南病院と国道4号線の間接点での位置で市道深松線の北側に位置し、農業振興地域の農用地区域外の第2種農地となります。

借受人と貸付人は親子及び兄妹関係にあり、父及び兄が共有する農地に分家住宅を建築するための転用及び使用貸借であります。借受人は、現在、市外に居住していますが、今後の相続なども考慮し、分家住宅を建築する計画に至ったものです。

申請地は、担任委員会の資料の2ページの土地利用計画図をご覧ください。ここは現在、田でセリ田になっており2区画部分の一部が高さ的には道路より低い田になっている。その宅地の部分に一部擁壁で囲み盛土をする。宅地そのものは、全て現在の田の上に盛土にする。宅地内の雨水は南側の市道の側溝に排出する。図面でいうと市道の側溝に勾配を取って排出する計画となっています。更に、この地域は下水が通っていないということで浄化槽を設置する計画としており、土地改良区に申請が出ており許可の形となっていました。その浄化槽の排水は、南側の市道に排出するという計画になっております。また、全て擁壁で囲むので隣地の田に雨水が流れるとか、土砂が崩れるという心配はありません。工事施工の際は、周りが同じ身内という事もあり、被害が発生した際は、適切に対処するとしております。

議案第1号につきましては、申請内容に問題無いものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の浅井照久委員に意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（浅井照久委員）

農地法第5条申請、議案第1号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、分家住宅への転用であり、L型擁壁を施工し、市道と同程度に盛土を行ない、雨水及び汚水排水は、南側市道の側溝に排出します。

農業用排水路における取水排水はありません。

なお、工事施工の際、周辺農地へ被害が発生した場合は、適切に対処するとしております。

議案第1号については、周辺農地への影響が生じないため、申請内容に問題がないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、「議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。それでは、阿部芳昭代表委員、説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（阿部芳昭委員）

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年3月27日提出。

番号1、大字・字・地番、高館川上字本木69番1、地目は登記は田、現況は雑種地、登記面積は384㎡。転用目的は物置設置及び駐車場。申請人の住所、氏名に関しては、議案資料の通り。

開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要については物置設置、自家用駐車場4台。追認事案で顛末書の提出があります。

議案第2号につきましては、3月25日の担任委員会で現地調査を行い、申請人より実情を聴取いたしました。

位置図、公図につきましては、議案書の4ページ、審査内容及び土地利用計画については、担任委員会資料の3ページ及び4ページをご覧ください。

申請地は、増田西小学校から770mほど西に位置し、そこは市道になっておりそこから南側にあります。この場所は、農業振興地域の農用地区域外で第2種農地になっております。顛末書が出ている意味は、現状がすでに申請の中身の状態になっております。申請人が15年前に水稻を作付けしていましたが、農業機械がぬかるみ、作業効率が悪いため、法令を確認しないまま、盛土を行なって資材置場や駐車場として利用したものです。

今回、農地法の違反転用の指摘を農業委員からも指摘され、申請人の体調不良も重なり、農業委員会事務局への問い合わせも行ったことから申請に至ったものです。

申請地は、既に1.5mほど盛土が行われており、時間の経過もあることから土地としては土砂の流出とかの心配がないほど安定状態を保っています。さらに、担任委員会の資料の土砂の恐れのところにとタン設置や樹木植樹と書いていますが既に植樹とかされており成長された樹が植えられておりました。そのようなことから、実際

の雑種地に使っているようにあったような申請をしていただいた形になります。ただ、この場所は、排水取水がありませんが、東側が低い道路になっているため、そこへ盛土の上の砂利が散乱しているのので、敷地内の砂利が市道に散乱しない工夫、掃除をしてほしいというお願いをしました。

今回の件につきましては、申請人の顛末書が提出されていることから、追認はやむを得ないと考えるところです。

今後は、農地転用に際して、農地法を遵守するように指導注意しました。

議案第2号につきましては、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の浅井照久委員に意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（浅井照久委員）

農地法第4条申請議案第2号について、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立ち会いました。

1番は、資材置場と駐車場への転用であり、転用許可を受けずに盛土を行ない、資材置場等に利用していたものです。盛土は、東側農地より1.5mほど高い状況にあります。既に年月が経過していること安定を保っていることから土砂の流出は発生しないと考えます。農業用排水路における取水排水はありません。雨水は自然浸透となります。申請人からは、顛末書が提出されており、追認はやむを得ないと考えます。

議案第2号につきましては、周辺農地への影響が生じないため、申請内容に問題はないものと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

○ 12番委員（入間川昭一委員）

この案件は、先ほど代表委員から説明がありましたように10～15年以上かと思いますが、毎年私たち地元の農業委員が色々調査した結果、このように早くしなさいと再度言ってもかかわらず、今回このような案件に対して追認ということは顛末書、書類等々出されておりましたが、こういう案件がもっと早めに10年15年も経たないうちに事前に地元の農業委員が毎年あげている。結果としてこのような今回の結果であり地元の委員としての責務です。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

数十年という無断転用。辺りで転用手続きをやっているのにもかかわらず、本人がなぜここまで伸ばしたのか、担任委員会で再確認したのか、わかる範囲でいいので担任委員の担当者にお聞きしたい。

○ 14番委員（大内繁徳職務会長代理者）

本人から話を聞いたところ、最初農業委員会に来まして埋められるというのを埋めてもいいと誤解したらしく自分で埋めてしまった。それから弟さんが事業のものを置

いているのが現状で、自身も随分年齢になり来られた時は車いすで来られた様な感じで身体も弱くなってこちらに足を運べないこともあり、結果的に10数年もたちましたが現状に即した申請内容ということで今後しませんということもありましたのでそういう経緯であります。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

弟さんに貸していたのではないかと思っていたのですがそこまで聞きましたか。

○ 14番委員（大内繁徳職務会長代理者）

貸しているかどうかは言っていませんが、現状弟さんが使っているという事は聞きました。弟さんも年齢で今の事業も2、3年で辞めるという話でした。

○ 11番委員（松浦岩男委員）

辞めるとなると荒れてしまうのでないですか。

○ 14番委員（大内繁徳職務会長代理者）

きれいに使っていただければ、現状に即してという事でのお話でした。

○ 2番委員（入間川康弘委員）

農業委員として長年農地パトロールをして再三話をしてきた中で、弟さんが使っているようですが、何処に住んでいるかもわからないので、会った時には弟さんへ言って下さいと再三農地パトロールしている段階で言った次第です。

○ 議長（引地長一会長）

はい、その他はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（引地長一会長）

議案第3号に入る前に、議案と関連がありますので、入間川康弘委員並びに松浦正博推進委員は退席をお願いします。

〔入間川康弘委員退席〕

〔松浦正博推進委員退席〕

○ 議長（引地長一会長）

では、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定についてを議題とします。それでは、阿部芳昭代表委員、説明をお願いいたします。

○ 2班代表委員（阿部芳昭委員）

議案第2号農地補第3条の規定による許可申請に対する許可決定について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年3月27日提出。

全てを読み上げる前に、担任委員会の資料の最終ページをご覧ください。権利種別ごとに、売買・贈与・交換・使用貸借・賃借権ごとに分けてあります。区割りごとに行いたいのですが物件が50ということで数が多すぎることからこれを全て読み上げますことを省略しまして売買から使用貸借の7物件を通常どおり読み上げまして8番から50番までの43件について読み上げを省略させていただきましてトータルのことで説明させていただきます。

番号1、大字・字・地番、下増田字台林293番、地目は登記現況ともに畑、登記面積は1,380㎡。権利種別は売買。譲渡人・譲受人の住所・氏名に关しましては議案資料の通り。備考欄売買10aあたり500,000円、総額690,000円。

番号2、下増田字台林302番1、地目は登記現況ともに畑、登記面積は571㎡。権利種別は売買。備考欄売買10aあたり500,000円、総額285,500円。これの1番、2番の買主は同じ方です。

番号3、植松字錦田170番2外合わせて7筆です。これは全て田でトータル面積14,915㎡。売買。売買に当たっての10aあたり504,794円、総額7,529,000円。今回の3件が売買の物件になります。

番号4、大字・字・地番、上余田字市坪443番3含めて5筆。地目は登記、現況ともに田。登記面積トータル2,394㎡。贈与。贈与は後継者への贈与。

番号5、上余田字大徳121番1合わせて2筆。地目は登記、現況ともに田。登記面積トータル2,024㎡。

番号6、上余田字大徳124番1合わせて2筆。地目は登記、現況ともに田。登記面積トータル2,024㎡。5番と6番はお互いに土地を等価交換することで金額的なものではありません。位置をずらしてお互いに耕作に都合よいように交換するものです。

番号7、小塚原字新鍋島354番4合わせて9筆、田8筆・畑1筆。登記面積6,764㎡。使用貸借。使用貸借は許可日より10年間後継者への使用貸借。

以下、8番から50番まで賃貸借権の設定で8番から12番までの5項目に対しては新しく賃貸借権を設定。令和8年4月1日より10年あるいは3年での2種類の申請となっています。10aあたりの玄米の量もそれぞれの項目で多少の違いがありますが設定してあります。9番だけは10aあたり5,000円の金額で設定してあります。

13番から50番までは全て賃借権設定で利用権終了の継続になります。省略させ

ていただきますが備考欄の10aあたりの玄米の量関係がそれぞれバラバラになっております。項目によっては、何キロから何キロ、何キロ及び何キロと数字が変わっております。申請書をすべて見させていただいてそれぞれ数量記載されております。ここでどれがこうと説明はいたしません、単位が書いてあるものはそれぞれの田ごとに数量は出されておりますと解釈いただきたいと思います。

担任委員会では、提出された申請書、写真で判断させていただきました。その判断した結果、農地法第3条の許可要件を満たしております。従いまして許可について問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。次に農地利用最適化推進委員の浅井照久委員に意見等について、お願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（浅井照久委員）

農地法第3条申請、議案第3号について、担任委員会で申請書類並びに航空写真等で確認を行いました。

1番から3番は、経営規模拡大による売買です。

4番は、後継者への贈与です。

5番及び6番は、作業の効率化を図る農地交換です。

7番は、後継者への使用貸借です。

8番から12番は、新たに農地法第3条にて賃貸借契約を行うものです。

13番から50番は、利用権設定等促進事業の期間満了に伴い、引き続き賃貸借を新たに農地法第3条にて契約を結ぶものです。

いずれも、適切に管理されており、今後も同様と考えられます。

議案第3号の許可について、農地法第3条の判断基準を満たしていることから問題はないと考えます。以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ありがとうございました。ただ今、両委員から説明・意見等をいただきました。この案件について、質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第3号は原案のとおり決定といたします。ここで入間川康弘委員並びに松浦正博推進委員に着席いただきます。

[入間川康弘委員入室]

[松浦正博推進委員入室]

《議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による変更申出に対する意見について。申請人より下記のとおり名取市地域計画変更申出があったので意見を求める。令和8年3月27日提出。

番号1、大字・字・地番、上余田字吉原16番3、地目登記・現況ともに田。登記面積263㎡。申請人の住所・氏名は記載のとおりです。開発許可は要。地域計画の変更目的は分家住宅建築（令和8年3月農地法第5条による許可）以上です。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

[「なし」の声あり]

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり変更することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

○ 議長（引地長一会長）

挙手全員でありますので、議案第4号は原案のとおり決定といたします。

《報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（4）非農地証明願出について》

○ 議長（引地長一会長）

次に、報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について、（2）農地賃貸借権解約について、（3）農地使用貸借権解約について、（4）非農地証明願出についてを

議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○ 事務局（渡邊事務局長補佐）

別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、通知及び報告等を受理した旨を説明した。

○ 議長（引地長一会長）

ただいま事務局から説明がなされました。質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）について、承認といたします。

《その他》

○ 議長（引地長一会長）

それでは、その他に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局（仙石事務局長）

〔４月の農業委員会行事日程について説明した。〕

〔３月の農家相談内容について報告した。〕

〔３月分の活動記録簿の提出について依頼説明した。〕

〔農業者年金の加入推進について説明した。〕

○ 事務局（伊藤主査）

〔所有者不明の農地の公示について報告している案件について説明した。〕

○ 議長（引地長一会長）

その他ありませんか。

ないようですので、これをもちまして第２３回農業委員会総会の一切を終了といたします。事務局お願いします。

【閉 会】

午後３時１３分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第２３条第２項の規定により署名する。

令和８年３月２７日

名取市農業委員会
議 長

引地 長一

署名委員 6 番

昆布谷 功治

署名委員 7 番

佐 伯 美 和